

令和 8 年度加美町農業委員会 第 4 回定例総会議事録

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和8年度第4回定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和8年7月27日（月）午後1時30分～午後2時2分
- 2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室
- 3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
〃	14番	米 川 功
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第10号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第12号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第12号	農用地利用集積等促進計画(案)について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐 藤 美智子
農業委員会事務局農地係長	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局技師	田 生 遥 菜

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和8年度 加美町農業委員会 第4回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 青砥美恵子委員、11番 猪股弘委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第10号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第10号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第10号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。令和8年7月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

昭和51年2月に転用許可を受け、事業計画の通り倉庫を建築しましたが地目変更を行わず現在に至るものです。

申請番号2

平成20年6月に転用許可を受け、事業計画の通り駐車場として整備しておりましたが地目変更を行わず現在に至るものです。

申請番号3

昭和25年頃から田の一部を自宅への進入路として利用しておりましたが、今回進入路部分を分筆し、非農地として申請したものです。

〔 議案書に記載のとおり3件の証明書交付について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第10号を終了いたします。

日程第5 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

＊議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。令和8年7月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号 1

受け手が体調を崩して耕作が難しくなり、契約満了までの期間が長いことから一度解約するということでございました。

〔 議案書に記載のとおり 1 件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 11 号を終了いたします。

日程第 6 報告第 12 号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第 6、報告第 12 号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（嶋津寿則係長） 報告第 12 号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和 8 年 7 月 27 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔議案書に記載のとおり 1 件の工事完了報告について説明〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 12 号を終了いたします。

日程第 7 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第 7、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局(嶋津寿則係長) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和8年7月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[議案書に記載のとおり6件の許可申請について説明]

- *議長(板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、15番 杉村昭宏委員お願いします。

- *15番(杉村昭宏委員) 7月21日に譲渡人、譲受人双方へ電話にて聴き取り調査を行い、翌日譲渡人の立会いのもと現地を確認して参りました。申請地は譲渡人のご実家に隣接する農地です。ご実家は空き家バンクに登録しており、居宅と一緒に農地を売却したいとの意向で、今回譲受人と売買の話がまとまったという経緯でございました。現在この農地は別の方に作業委託し、水稻作付が行われ管理等もしっかりされている状況です。今回譲受人が所有されるにあたり、今後の耕作の状況を見守っていきます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

- *議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。次に申請番号2番について、12番 中村貴美子委員お願いします。

- *12番(中村貴美子委員) 7月17日に譲渡人、譲受人双方へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人がやむを得ない事情で売買を希望しており、以前耕作をしていた方に相談したところ、近隣に田を所有している譲受人に声を掛けていただき今回の売買となったようです。又、今年から申請農地の耕作は、譲受人が行っているとのことでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

- *議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。次に申請番号3番について、10番 青砥美恵子委員お願いします。

- *10番(青砥美恵子委員) 7月18日に譲渡人、譲受人と現地確認を行い、聴き取り調査を行って参りました。譲渡人は、これまでご実家の農地の管理を行って参りましたが、居宅と一緒に農地を売却するため、譲受人との話がまとまり、今回の申請となりました。双方に聴き取りの結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

- *議長(板垣文一会長) ご苦労様でした。次に申請番号4番について、尾形明推進委員お願いします。

*（尾形明推進委員） 7月20日に譲渡人、譲受人とお会いし、聴き取り調査を行って参りました。譲渡人は以前まで酪農を営んでおりましたが現在は廃業し、利用していた農地の一部を、今回譲受人へ売買するものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、2番 畠山委員。

*2番（畠山智史委員） 申請番号2番についてお伺いします。申請の面積に対して今回の売買金額に、何か特別な理由があるのでしょうか。

*議長（板垣文一会長） 中村委員、何かお話は聞いていますか。

*12番（中村貴美子委員） 金額に関しては聞いておりません。ただ、事情がありまして、ということでした。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、6番 鈴木委員。

*6番（鈴木英明委員） 申請地は圃場整備の対象になっております。所有者は農家ではなく、今後の圃場整備の話し合いが進む中で、購入してくれる方がいれば同意しますという経緯があった為、両者の話し合いで金額が決定されました。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（田生遥菜技師） 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和8年7月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は加美町役場の南東約1.1kmに位置している農地です。新たに住宅を建築する為、今回の申請に至りました。

申請番号2

申請地は加美町役場の東約2.6kmに位置している農地です。過去に5条転用許可を受け住宅の進入路として整備しておりましたが、現況と登記が一致しないことから、改めて測量を行い現況に合った状態にする為、今回の申請に至りました。

申請番号3

申請地は加美町役場の北西約7kmに位置している農地です。申請者宅地に隣接した農地に住宅の増築と車庫の設置を行う為、今回の申請に至りました。

申請番号4

申請地は加美町小野田支所の北西約5.7kmに位置している農地です。現在利用している資材置場の拡張を行う為、今回の申請に至りました。

〔 議案書に記載のとおり4件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 高橋秀生委員お願いします。

＊9番（高橋秀生委員） 7月15日に、嶋津係長、田生技師、中村委員、尾形推進委員、私の5名で現地調査をして参りました。

申請番号1番につきましては、盛土は既に行われた状態で、現在かぼちゃが植えられておりました。土留めはL型擁壁を設置し土砂の流出を防止します。生活排水は公共下水道へ接続、雨水は自然浸透及び側溝へ排水する為、周辺農地への支障はないと判断しました。

申請番号2番につきましては、農業用排水からの取水排水はなく、雨水は自然浸透する為側溝の設置はございませんが、周辺農地への支障はないと判断しました。

申請番号3番につきましては、農業用排水からの取水排水はなく、排水設備の設置は行いません。雨水は隣接する既存水路に放流する為、周辺農地への支障はない

と判断しました。

申請番号4番につきましては、農業用排水からの取水排水はなく、雨水は自然浸透する為、周辺農地への支障はないと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について

*議長（板垣文一会長） 日程第9、議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（嶋津寿則係長） 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。令和8年7月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり6件の促進計画について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第12号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。

これより審議を行います。5番 佐藤健喜委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後2時0分〉

*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号１番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号１番については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。
それでは、５番 佐藤健喜委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後２時１分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて申請番号２番から６番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第１２号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第１２号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

- *議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。
これで令和８年度加美町農業委員会 第４回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後２時２分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名する。

令和8年7月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 青 砥 美 恵 子

署名委員 猪 股 弘